

国民健康保険、後期高齢者医療制度の第三者行為による被害届について

交通事故など第三者（自分以外）の行為が原因で負傷等をした場合、加害者が被害者の医療費を負担することが原則です。被害者が保険証を使用するときは、法令に基づき届出が必要です。

国民健康保険や後期高齢者医療に加入の方で、第三者行為により負傷等をし、保険証を使用する（使用した）場合、速やかに連絡してください。

○第三者行為とは

- ・相手がいる交通事故
- ・他人の犬に噛まれた、他人に殴られた等

○このような場合も届出が必要です

- ・誰かが運転する車に同乗中の自損事故
 - ・ご自身の過失が大きい事故
 - ・相手が不明の事故
- 保険証が使用できないとき
- ・業務上の負傷や病気（労災保険の対象となります）
 - ・相手と取り決めや示談をした場合（示談内容によります）
 - ・けんかや泥酔による傷病等

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

医療福祉費支給制度（マル福）について

マル福とは、小児・妊産婦・ひとり親・重度心身障害者が医療機関にかかった場合の医療費を助成する制度です。

要件に該当する方で未申請の方は申出ください。

○小児 高校3年生までの子

○妊産婦 母子手帳の交付を受けた方

○ひとり親 18歳未満の子とその親、20歳未満の一定の障害を持つ子とその親、配偶者が重度心身障害者である方及びその子

○重度心身障害者 身体障害者

手帳1・2級の交付を受けた方、身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた方、知能指数が35以下と判定された方、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の交付を受けた方、障害年金1級に該当となった方、特別児童扶養手当1級の対象となった方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

※所得基準がありますので詳細は、お問い合わせください。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

小規模契約希望者登録制度の随時受付をしています

町では、「小規模契約希望者登録制度」の受付を随時行っています。

内容は次のとおりです。

- ① 町が発注する小規模な工事や修繕の契約のうち、入札参加申請をしていない方でも契約することができ、「少額で内容が軽易、履行の確保が容易な契約」を希望する方を登録し、指名業者選定の対象にすることによって、町内業者の受注機会を拡大することを目的としています。
- ② 有効期間は2年とし、支障がないと認められた場合、自動更新となります。
- ③ 登録者名簿は、契約の透明性を図るため、一般公開（閲覧）します。ご理解の上、申請してください。

○申請できない方

- ① 町内に主たる事務所を置いていない方（他の市町村に本店がある場合等）
- ② 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ていない方
- ③ 入札参加資格申請書を提出している方

※申請が受理された方は、「五

霞町小規模契約希望者登録名簿」に登録されますが、町が発注する小規模契約の指名や契約を約束するものではありません。

○お問い合わせ

総務課 財務G
☎(84)1111 (内線214)

令和3・4年度入札参加資格審査申請を受付します

町では、令和3・4年度入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

詳細については、申請書提出要領を確認してください。

○受付期間

2月1日(月)～26日(金)

○受付方法 郵送のみ

○その他

申請書提出要領については、1月上旬以降に町公式ホームページからダウンロードまたは総務課にて受領してください。

○お問い合わせ

総務課 財務G
☎(84)1111 (内線214)